

【RCEP協定】日本輸入時における原産地証明手続

証明制度		対象となる輸出締約国	証明書類の取得方法
第三者証明制度 (原産地証明書)		全ての締約国	輸出締約国において権限ある 発給機関 に輸出者又は生産者が発給を依頼
認定輸出者制度 (原産地申告)		全ての締約国	輸出締約国において権限ある当局により 認定された輸出者 が書類を作成 (任意様式)
自己申告制度 (原産品申告書)	輸入者	全ての締約国	日本の輸入者 が書類を作成 (任意様式)
	輸出者 生産者	豪州・ニュージーランド ※協定発効時	輸出締約国の輸出者又は生産者 が書類を作成 (任意様式)



認定輸出者制度・自己申告制度における証明書類の様式について

協定上様式に定めはなく、必要的記載事項（次ページ参照）が含まれていれば任意の様式で作成可能です。

日本税関HPに[様式見本](#)を掲載しておりますので、そちらも御利用いただけます。

原産地証明（RCEP協定第3・16条）

原産地証明の必要的記載事項（附属書3B）

発給機関により発給された原産地証明書

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び関税分類番号（6桁番号の水準）
- (e) 原産地証明書番号

- (f) 原産性を与えることとなる基準
- (g) 輸出者又は生産者による申告
- (h) 発給機関による証明、印影、署名
- (i) 第2・6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国
- (j) 積送される貨物を確認するための詳細な情報（仕入書の番号、出発の日付など）
- (k) FOB価額（域内原産割合が用いられている場合）
- (l) 製品の数量
- (m) 連続する原産地証明書における規定

認定された輸出者による原産地申告 輸出者又は生産者による原産地申告 輸入者による原産地申告

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び関税分類番号（6桁番号の水準）
- (e) 認定された輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号
- (f) 固有の参照番号
- (g) 原産性を与えることとなる基準
- (h) 作成者による証明

- (i) 第2・6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国

- (j) FOB価額（域内原産割合が用いられている場合）
- (k) 製品の数量
- (l) 連続する原産地申告における規定